**○厚生労働省告示第三百四十二号**

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十九条の規定に基づき、安全衛生特別教育規程（昭和四十七年労働省告示第九十二号）の一部を次のように改正し、平成二十八年七月一日から適用する。

平成二十七年八月五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二十二条の次に次の一条を加える。

（ロープ高所作業に係る特別教育）

**第二十三条**　安衛則第三十六条第四十号に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2　前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

| 科目 | 範囲 | 時間 |
|---|---|---|
| ロープ高所作業に関する知識 | ロープ高所作業（安衛則第三十六条第四十号に規定するロープ高所作業をいう。以下同じ。）の方法 | 一時間 |
| メインロープ等に関する知識 | メインロープ等（安衛則第五百三十九条の三第一項に規定するメインロープ等をいう。以下同じ。）の種類、構造、強度及び取扱い方法　メインロープ等の点検及び整備の方法 | 一時間 |
| 労働災害の防止に関する知識 | 墜落による労働災害の防止のための措置　安全帯及び保護帽の使用方法並びに保守点検の方法 | 一時間 |
| 関係法令 | 法、令及び安衛則中の関係条項 | 一時間 |

3　第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

| 科目 | 範囲 | 時間 |
|---|---|---|
| ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置 | ロープ高所作業の方法　墜落による労働災害の防止　安全帯及び保護帽の取扱い | 二時間 |
| メインロープ等の点検 | メインロープ等の点検及び整備の方法 | 一時間 |

**○農林水産省告示第千九百四十三号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年八月五日

農林水産大臣　林　芳正

表北海道の項中「芽室町農業協同組合」を「芽室町農業協同組合　更別村農業協同組合」に改める。

**○農林水産省告示第千九百四十四号**

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十七年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年八月五日

農林水産大臣　林　芳正

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

| 農機具の種類 | 農機具の型式名 | 合格番号 | 依頼者の名称 |
|---|---|---|---|
| 農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム | クボタ　KSQ45C | 215005 | 株式会社クボタ |
| 〃 | クボタ　KSQ60C | 215006 | 〃 |
| 〃 | クボタ　KSQ60C－PC | 215007 | 〃 |
| 〃 | クボタ　KSF45C | 215008 | 〃 |
| 〃 | クボタ　KSF54C | 215009 | 〃 |

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

**○北陸地方整備局告示第百五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年八月五日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　小千谷都市計画道路事業三・四・五号本町小粟田線

三　事業施行期間　自平成二十七年八月五日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　新潟県小千谷市平沢二丁目及び大字千谷地内

使用の部分　なし

**○九州地方整備局告示第百十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月五日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

その関係図面は、平成二十七年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 伊万里市南波多町府招字小原二九八一番一から同市南波多町府招字小原二九五三番三まで | 前 | 二六・五四～二九・三七メートル | 〇・〇四二キロメートル |
| | 後 | 二二・九七～二七・七六メートル | |

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

**○九州地方整備局告示第百十二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月五日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

その関係図面は、平成二十七年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百二号 | 伊万里市南波多町府招字小原二九五二番一から同市南波多町府招字小原二九四四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十七年八月五日